

平成22年八王子市公告第162号の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から適用する。

平成24年9月28日

八王子市長 石 森 孝 志

改正後	改正前
<p>第3 申請方法</p> <p>2 電子証明書の購入及び登録</p> <p>登録申請に<u>当たっては</u>、事前に下記指定認証局のいずれかより電子証明書を購入し、共同運営電子調達サービスへ登録することを必要とする。行政書士に登録申請の代理を依頼するときも、同様とする。<u>ただし、平成24年10月以降は、下記(4)電子入札コアシステム対応認証局の発行する「ICカード電子証明書」のみ使用可能とする。</u></p> <p>(1) 日本電子認証株式会社「KeySign サービス」</p> <p>(2) 株式会社帝国データバンク「TDB 電子認証サービス SG」</p> <p>(3) <u>フロッピーディスクを利用した</u>商業登記に基づく電子認証制度（商業登記認証局）</p> <p>(4) 電子入札コアシステム対応認証局「ICカード電子証明書」</p>	<p>第3 申請方法</p> <p>2 電子証明書の購入及び登録</p> <p>登録申請に<u>あたっては</u>、事前に下記指定認証局のいずれかより電子証明書を購入し、共同運営電子調達サービスへ登録することを必要とする。行政書士に登録申請の代理を依頼するときも、同様とする。</p> <p>(1) 日本電子認証株式会社「KeySign サービス」</p> <p>(2) 株式会社帝国データバンク「TDB 電子認証サービス SG」</p> <p>(3) 商業登記に基づく電子認証制度（商業登記認証局）</p> <p>(4) 電子入札コアシステム対応認証局「ICカード電子証明書」</p>